

第12号議案

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

別紙のとおり

提案理由

障害者自立支援法等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年蒲郡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条 蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。
(蒲郡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例(平成6年蒲郡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第8条第3項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(蒲郡市障害者自立支援法施行条例の一部改正)

第4条 蒲郡市障害者自立支援法施行条例(平成18年蒲郡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

蒲郡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(蒲郡市障害者扶助料支給条例の一部改正)

第5条 蒲郡市障害者扶助料支給条例(昭和44年蒲郡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第6条 蒲郡市障害者扶助料支給条例の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(蒲郡市精神障害者医療費助成条例の一部改正)

第7条 蒲郡市精神障害者医療費助成条例（平成7年蒲郡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第1条」を「第1条の2」に改める。

第5条第1項第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(蒲郡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第8条 蒲郡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年蒲郡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第9条 蒲郡市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第6条及び第9条の規定は、平成26年4月1日から施行する。